

第 14 回

大阪市都市景観委員会

会 議 録

日 時	平成16年3月22日（月） 午後2時00分
場 所	大阪ワールドトレードセンタービル 40階 第5会議室

大阪市都市景観委員会（第14回）

1. 開催日時 平成16年 3月22日（月） 午後3時00分～午後5時00分

2. 開催場所 大阪ワールドトレードセンタービル 40階 第5会議室

3. 出席者

(1) 委員（敬省略、○印が当日出席委員）

委員長	○	三	輪	雅	久
委員		東		孝	光
		岩	井	珠	惠
		荏	原	明	則
	○	小	林	正	美
		田	端		修
	○	檜	崎	正	博
	○	鳴	海	邦	碩
	○	藤	本	英	子
		榎	村	久	子
	○	真	砂	泰	輔
	○	増	田		昇
	○	山	田	善	一

(2) 市側

村	上	市民局区行政担当部長 （一入市民局長の代理出席）
坂		住宅局理事 （岸野住宅局長の代理出席）
馬	詰	教育委員会事務局文化財担当部長 （大西教育長の代理出席）
舞	鶴	ゆとりとみどり振興局緑化総括技監 （中村ゆとりとみどり振興局長の代理出席）
坊	農	港湾局企画振興部長長期整備計画担当課長

(五十嵐港湾局長の代理出席)

山 野 交通局建設部建築課長

(比嘉交通局長の代理出席)

岩 本 計画調整局長

事務局(計画調整局) 男 山 地域計画担当部長

辻 江 開発企画部都市デザイン課長

関 開発企画部都市デザイン課長代理

山 本 開発企画部都市デザイン課副参事兼主査

林 開発企画部都市デザイン課主査

前 田 開発企画部都市デザイン課主査

山 本 開発企画部都市デザイン課

4. 会議次第

(1) 開 会

(2) 議 事

- 1) 指定景観形成物の指定について
- 2) 臨海部における景観形成地域の指定について
- 3) 道頓堀川景観形成について(経過報告)
- 4) その他
 - ・景観法の制定について

(3) 閉 会

[配付資料等]

・配 席 図

・資 料

- 1) 指定景観形成物の指定について
- 2) 大阪港の景観形成地域の指定について
- 3) 道頓堀川景観形成について(経過報告)
- 4) そ の 他
 - ・景観法の制定について

5. 議事内容

○事務局

出席確認、開催挨拶、資料確認

○三輪委員長

早速、きょうの議事に入らせていただきます。

本日の議事としては、大きく4項目ございますが、先ほど局長の方のお話でございましたので、私の方から繰り返すのをやめますので、まず最初の、これは議事でございます。議事の1番、指定景観形成物の指定についてでございますが、前回いろいろご意見いただきまして、作業の進め方、その他についてはご意見をちょうだいいたしますが、その趣旨に沿いまして作業を進めてまいりました。

それから、その経過で、検討部会の先生方にも、これは部会もミーティングをやっていただいて、それから現地視察を織りまぜて、大体全物件、全部目を通していただいた上で絞り込みをして、本日、24件の候補も絞り込むところまで来ておりますので、まずその経過を事務局の方から説明していただきます。

どうぞ。

○事務局（前田主査）

都市デザイン課の前田でございます。よろしく願いいたします。

それでは、指定景観形成物の指定について、検討結果を説明させていただきます。

まず、1ページ目です。

左の方からずっと見ていただいておりますが、これまでの指定作業の経過としまして、右のページの平成13年度にアンケート調査をまず実施させていただきまして、平成14年度から部会を立ち上げまして、検討を進めながら、委員会に報告をしていきながら、第11回の景観委員会で15件の指定候補を選定いたしまして、昨年度、12件の指定をさせていただいております。

今年度につきましては、引き続き検討部会で検討を進めながら、第12回で前年度の指定結果の報告と今年度の指定の考え方、第13回で、そのご意見を踏まえまして、今年度の考え方と38件の部会候補の提案をさせていただきまして、今回、現地調査を行いました結果、24件の最終部会候補を提示させていただきたいと考えております。

次のページにまいりまして、まず基本的な方針ということで、前回も説明しておりますので、少し走りながら説明させていただきます。

指定は、毎年10件前後を選定しまして、おおむね100件をめどとする。また、指定の

対象は、単体的な資源及び広がり・複合的な景観資源とします。また、指定の切り口としてテーマを定めるとともに、大阪の情報発信として偏りのない指定、指定のタイミングの適時性に配慮することとしております。

手順につきましては、テーマ、地域特性のマトリックスを策定しまして、右の上の表のようなマトリックスを策定しまして、偏りのない指定、指摘の適時性に配慮するというので、各テーマから抽出するということ。それと、今年度につきましては、昨年されなかった分類からの抽出をして、分類のバランスの均衡を図るということですね。さらに、昨年度と同様、地形特性のバランスに配慮するということ。また、アンケートの得票数を重視することとしております。

それで、前回、38 件の第 1 次の部会候補を提出させていただきまして、さらに前回の検討部会で現地の視察を行いまして、本日、24 件の最終部会候補を提示させていただきまして、最終的に本日の委員会で審議、もしくは審議で決定しない場合は投票を行いまして、10 から 15 件程度の指定候補を選定いただきたいと考えております。

次のページに行きまして、次のページは参考ですが、分類につきまして、昨年度は、この分類の中で広がりのあるものを除外としていたんですが、今年度からはその広がりのあるものも含んでおります。ただし、所有者の特定のできない、一番下にある海とか海辺、眺望とかいったものは対象外としております。

次のページは、昨年と今年度の指定の考え方の流れでございます。説明の方は割愛させていただきます。

さらに、5 ページの方に進みまして、上段の表が前回の委員会で提示させていただきました 38 件で、検討部会で 24 件に絞り込みまして、パッチングをしているのが 24 件になります。取り消し線があるのが、前回提示させていただきましたが、現地を見て回った結果、今回、抽出から外しているものでございます。

また、ゴシック文字は、今年度新たに抽出されている資源で、明朝体文字は、昨年度最終候補に残って、最終的に指定候補に挙がらなかったものでございます。

参考に、下のマトリックスが、昨年度指定しました 12 件の形成物です。

なお、大阪府立中之島図書館につきましては、当初、同意の方をいただけなかったんですが、今、大体同意が得られる予定で協議を進めております。

6 ページに行きまして、左の方が、今回部会の方で提案させていただいている 24 件、右の方が、もし投票ということになりましたら、投票をお願いします投票用紙でございます。

それでは、本日提示させていただきます 24 件について、ざっとご紹介させていただきます。

次のページで、まず市内全体の中での分布図を作成しております。黒が昨年度指定しました 12 件です。緑のものが、前回の委員会で提示しました 38 件で、今回の提案からは外れているものです。それで、赤の文字が今回提案させていただきます 24 件でございます。

次のページから、24 件について、1 つの写真と概要を資料として作成しております。

まず、第 1 番目、鶴見緑地。こちらの方は 1990 年の花の万博会場跡地で、広大な緑を擁する市内の代表的な公園の一つということで挙げております。

次に、千島公園。こちらは地下鉄工事の掘削された土砂を堆積してできた人工丘陵で、植栽も定着し、緑豊かな丘となっております。

次に、長居公園。公園内にある競技場や植物園にはアンケートでも複数票が寄せられておりまして、大阪を代表する公園の一つでございます。

次に、御堂筋。こちらの方は、もうよくご存じと思いますが、31 メートルにそろうた建物のスカイラインが全国的にも有名で、大阪のメインストリートでありまして、アンケートでも多くの票が寄せられております。

次、靱公園と、また扇町公園、それぞれ地下駐車場などの施設整備も完了しまして、都心部の大公園として市民に利用されております。

次に、桜之宮公園の桜並木ということで、市内の桜の名所で、こちらの方もアンケートで多くの票が寄せられております。

次に、天神橋筋商店街。延長が約 2.6 キロで、長さは日本一の商店街でございます。大阪を代表する商店街の一つであります。

次に、天保山ハーバービレッジということで、こちらは世界最大の水族館、最大級の水族館の海遊館や観覧車などがありまして、大阪の観光の名所となっております。

次に、口縄坂。上町台地の西端の方に当たりまして、大阪では珍しい急な傾斜地になっておりまして、天王寺七坂と呼ばれる坂が並んでいるところなんですけど、中でも口縄坂は織田作之助の「木の都」で取り上げられるなど、風情のある、その中でも代表的な坂道の一つであります。

次に、安倍王子神社。熊野街道にありまして、熊野もうででにぎわってございましたし、また、最近では、統括する安倍晴明神社が安倍晴明を祭り、陰陽師ブームもありまして、最近では若い人の参拝もふえていると聞いております。

次に、黒門市場。こちらの方は、8割以上が食品関連のお店で、食い倒れ大阪を代表する商店街であります。

次に、大阪歴史博物館（NHKを含む）ということで、大阪歴史博物館は、船の帆をイメージした紡錘形のユニークなデザインで、ガラスのアトリウムを介して、NHK大阪放送会館と一体の建物となっております。

次に、HEP NAVIO、HEP FIVEにつきまして、こちらは道路を隔てて別々の建物ですが、それぞれにアンケート票があり、結局、2棟をまとめて候補としております。

次に、OBP。1980年ごろから開発が進められまして、近代的な建物のオフィスやホテルなどが建ち並ぶ複合都市となっております。

次に、スカイビル。2本の超高層ビルを地上170メートルの上部で連結した建物で、京都駅などを設計した原広司の設計となっております。また、足元には広い緑のオープンスペースも設けられております。

次に、山坂神社。境内の保存樹林が大きく育っておりまして、少し高くなった地盤もありまして、周囲からも非常に市民性の高い森となっております。

次に、熊田神社。平野郷一円の守護神として信仰を集めておりまして、夏の祭りは大阪三大祭りの一つになっておりまして、まちじゅうのだんじりが熊田神社に集結するお祭りが行われております。

次に、大念仏寺。府下最大の木造建築であります。変わったところで幽霊博物館がありまして、幽霊の掛け軸を定期的に公開されております。

次に、生駒ビルディング。登録有形文化財に指定されておりまして、近年、外観を残したまま、ITに対応したビルにリニューアルしております。

次に、大阪クラブ、綿業会館。それぞれともに登録文化財で、大阪クラブは大阪財界人の社交クラブとして、綿業会館は綿業関係者のクラブとして建てられたものであります。

次に、水道記念館。大正3年に建てられたポンプ場ですが、それを平成7年に保存活用しまして、水道の歴史などを展示する施設として利用しております。

次に、淀屋橋。市庁舎前の南、土佐堀川にかかる橋で、当時では珍しく、コンペでデザインが決められております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○三輪委員長

ありがとうございました。

ただいま事務局の方からご報告をいただきました。

ともかく、今回の15年度の指定景観形成物の今年度として投票していただいて決めていただく候補が24点、物件として出そろって、それを絞り込んでくる経過と、それから、その物件のそれぞれの簡単な紹介等を今、していただきました。

松田先生、検討部会の方からの何か補足的コメントはございますでしょうか。

○増田委員

特別、今の説明で大体いいかなと思います。

前回、第13回、この委員会では、38件をご報告させていただきまして、その後、藤本先生と私の方で少し手分けをして、実際に現地調査をさせていただきました。そのときの視点というのは、市民性であるとか景観的価値というふうな視点で見せていただきました。あるいは、適時性というふうな視点で、この適時性には、今取り上げないといけない適時性と、今取り上げるべきではない適時性がありまして、そういう面で、何個か38件から落としまして、きょう24件ご提案させていただいたというふうなことでございます。

特に、「やすらぎ」「にぎわい」「ものがたり」「くらし」「さきどり」「つたえたい」というふうな評価軸を入れたことによって、先取りであるとか、安らぎであるとか、物語性であるとかいうところが、前回、去年度のやつはかなり抜けておるものですから、そのあたりも光を当てて抽出することができたのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○三輪委員長

ありがとうございました。

これまでの経過につきまして、何かご質問なりご意見ございませんでしょうか。

14年度のときは、緑とか公園などに関係する分が少し後回しになっていたのを、ことは少し念入りに拾ったというふうなあたりが、ことしちょっと変わっているところかと思えます。

それから、物件の名前の表示の仕方なんかでも、ちょっといろいろ、合併できるものは一緒に合併して扱うというふうなことで取り扱わせていただいているかと思えます。

例えば、歴史博物館プラスNHKというと、現地へ行くとNHKの方が大きくて、歴史博物館がちょっとくっついているような、この辺も、最終的にどっちをどうするか、ちょっとまた事務局で検討して、失礼のないようにやっていただきたいと思います。

それから、安倍王子神社、地図に出ている一覧表のネーミングと、あれとちょっとまた食い違いがあったりするんで、安倍の「野原の野」が入っていたり、入っていなかったりする。これは、音声で読むときは、片仮名の「ノ」をつけて読むんです。安倍王子神社、安倍晴明神社で。だけれども、字は書きませんのでね。区の名前は「野原の野」が入るけれども、それから近鉄の駅の名前は「野原の野」が入りますけれども、これには入らないと思います。ちょっとその辺、やっぱり失礼があるといけないので。

何か特にコメントございませんでしょうか。

どうぞ。

○小林委員

資料について、ちょっと私、随分お休みしていたもので、今回出てきている資料の中で、年が入って、昭和5年とか30年とか31年とか、それと全然ないものといろいろあるので、できれば西暦と昭和のあれを統一して出しておいてもらって、それから物語とか歴史にやはりかかわる、先ほど口縄坂ですか、それは私も興味あるんですけども、では織田作之助のいつごろの本に出てきたとか、何か由来がしっかりわかると推しやすいくということ、それと昭和のあたりから今の時代でそろそろ評価を出さないと、意味がだんだん伝わらなくなって、壊されちゃうものがあるので、重要度からいいますと、ある意味では歴史的なモチーフとしてきちっと残しておいていった方がいいという評価を与えるものと、まだあと10年ぐらい様子を見て、ちゃんと通天閣のように残るのかどうなのか見ようかというあたりを分けたいと思うので、できれば後で多分この評価を書かれるときの評価項目として、建物については設計者、例えば綿業会館だったら、渡辺節という名前をやはり入れておいた方がいいと思いますし、隣がちゃんと名前が入っている建物になっている。

それから、樹木の場合は、樹齢ですね。これはやはり入れて、推定になるかもしれませんが、クスノキとかイチョウとかいろいろ出てきた場合には、入れておいてもらえるとうれしいと思います。

よくここまで絞っていただけたので、あと、これを参考に絞れると思います。

○三輪委員長

これ、恐らく、最終的に表彰物件が決まった後で、またこれはどういうコメントをするかちょっと少し整理していただかないと、少し短くしながら、必要な情報は中へ全部入れていただくということは事務局でお願いしたいと思います。

ただ、これは、一応きょうの投票までのところの選挙公報みたいなもので、いろいろ

たくさん書いたり、足りなかったりするのがあると思いますけれども。

そうしますと、一応この 24 件に絞ったというところまでは、これでよろしゅうございましょうか。

そうしますと、次の段取りでございますが、前年度も一遍お持ち帰りいただいて、子細に中身を読んでいただいてから、とにかく投票用紙に 15 点、とにかくこれに書き込んで、郵送で送っていただきたい。そういうことを申し上げ、そういうことでよろしゅうございましょうか。きょうお見えでない委員さんもいらっしゃいますので、投票用紙はお手元に、封筒に入ったのがこういうのがございます。

これは、趣旨としたら、無記名投票でしょうかね。

○事務局（辻江課長）

今回は名前を入れていただきました。

○三輪委員長

入れていただいておりますか。

○事務局（辻江課長）

はい、おります。

○三輪委員長

では、一応記名投票。去年どおりにやらさせていただきます。

それから、あとの扱いでございますが、また一々この委員会を開くのも大変でございますので、一応、あとこれは部会長と私と事務局とにお任せいただいて、得票順で上から 15 とると。どこか区切れのいいところ、何か優位さがあるような、落差がどんと出るようなことがありましたら、例えば 14 でとるか 16 でとるかあたりのところはお任せいただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

それから、物件が決まりましたら、その中で投票いただいた方の中から、今度はコメテーターをですね、委員会の方としてのコメントをつけて執筆していただく方を、1 物件についてお一人ずつ、またこれは去年と同じように指名させていただきたいと思いますが、それでよろしゅうございましょうか。

それから、その方のお名前は、コメントをしてくださった方のお名前もくっついて、最終的に外部に出るとというのが前年度のやり方なんです、それもそのとおりでよろしゅうございましょうか。

去年も一応やりながら、そういうルールをだんだん固めてきた経過がございます。

それでは、大体去年どおりのことでやらさせていただきます。

○事務局（辻江課長）

よろしくお願いたします。

○三輪委員長

この関係、あと何か。

どうぞ。

○藤本委員

よろしいですか。地図の何ページですかね、地図にございますけれども、御堂筋が2つ、どちらか間違え、右下の方の御堂筋。これは何かがここに入らないといけないのではないかと思うんです。

韮公園……。

○事務局（辻江課長）

韮ですね。すみません。

○藤本委員

はい。以上です。

○三輪委員長

ほかに特に何かご発言、何かございませんでしょうか。

それでは、最初の第1号の議題、これで終わらせていただきます。

第2号の、これは議題というよりも、これは初めてというか、前回、臨海部の方で景観形成地域のいろいろな施策を着手したいという話がございまして、前回の委員会でもいろいろコメントいただきました。

その後に、これは市の方で、市の内部でいろいろ準備をしておいでになって、3つの地域指定をやりたいという案がきょう初めてかかるわけでございます。

それで、こういう考え方で、この場所について、こういう目標とこういう方針でやったらどうかというの、たたき台を今日はご紹介いただくということで、きょうこれを決めるという案ではございません。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

○事務局（山本主査）

都市デザイン課の山本でございます。よろしくお願いたします。

それでは、臨海部における景観形成地域の指定について、ご説明させていただきます。

まず、1ページでは、地域指定の必要性について記載しているところでありまして、古くから物流拠点として成長してきた大阪港が、近代からは機能性、経済性に偏重した

空間となるとともに、防潮堤の造成などにより人と港とのかかわりが薄れてきたところではありますが、現在では環境整備の要請の高まりによりまして、親水空間、緑地、野鳥園など、自然に親しむ空間の整備が進み、人と港とのかかわりが高まってきているところでもあります。

また、新規埋立地での職・住・遊・交流・文化・情報などの複合的な都市開発が進められるとともに、在来臨海部においても海遊館やユニバーサル・スタジオ・ジャパンを核とする大規模な集客エリアの整備などにより、人々が港を訪れる機会もふえてきているところでもあります。

こういった中で、港湾機能の整備とも連携して、大阪港の魅力の向上と振興を図るためにも、臨海部全体としてのまとまりに配慮しながら、それぞれの地域の特性を生かした景観形成を図っていきたいと考えているところでありまして、今回、景観的な整備効果や実現性といった観点から、3つの地区を選定しているところでございます。

舞洲地区につきましては、スポーツ施設や大規模緑地など、公的な施設整備が進行中でありまして、今後、さらに多くの市民利用が見込まれる地区でございます。

コスモスクエア地区につきましては、集客施設やオフィスなど各種施設の立地が進み、まちづくり要綱によって企業とともにまちづくりの実績を重ねつつある地区でございます。

安治川内港地区につきましては、USJの対岸地区として、多くの国内外の観光客の視線を集めると同時に、古くなった港湾関連施設のリニューアルが進行している地区でございます。

この3つの地区につきましては、前回の委員会でいただいたご意見の要旨を資料の18ページにつけさせていただいておりますが、臨海部全体に係るご意見や、舞洲、コスモスクエアに係るご意見をいただいております。こうしたご意見を踏まえながら、今回、形成地域の視点の素案として取りまとめているところでございます。

また、臨海部におきますその他の地区につきましては、土地利用計画における事業実現性の進展や各地区の住民・企業の合意形成の進捗など、地域の状況に応じて、今後検討していきたいと考えているところでもあります。

資料の2ページ目は、舞洲景観形成地域の区域（案）を掲載しておりまして、区域といたしましては、舞洲の全区域を対象としております。

次のページに景観形成の目標と方針の案を入れておりますが、もう一枚めくっていただきまして、4ページには景観資源の分布状況を入れておりまして、数字と矢印につき

ましては、次のページにあります現況写真のページ番号と撮影方向を入れているところ
でございます。

また、現況写真の次のページには、平成 14 年度の調査でございますが、土地利用現況
を参考としてつけているところでございます。

この土地利用現況でおわかりのように、西側の約半分は公園・緑地といった土地利用
となっております、現況写真では、2 番、3 番、4 番、さらには 11 番、12 番、13 番、
14 番の写真にもありますように、水と緑豊かな自然を感じられる景観となっております。

また、東側では、現況写真の 10 番と 3 番になりますが、舞洲工場と舞洲スラッジセン
ターがこの地区のランドマークにもなっているところであります。

3 ページに戻りまして、こういった景観特性を生かしまして、景観形成の目標といた
しましては、「『水と緑を活かしたうるおいのある景観の形成』を図るとともに、『ラン
ドマークを際立たせる』ことにより、景観にアクセントのある、海に浮かぶ『緑の島』
としての景観を形成する」としているところでございます。

また、景観形成の基本的な方針といたしましては、「水と緑を活かしたうるおいのある
景観の形成」といたしまして、「敷地内におきましては、積極的な緑化を行い、建築物等
は緑との調和に配慮したデザインとするとともに、船上や海岸、さらなる遠方からの眺
めにも配慮し、水際部分にボリュームのある緑を配置する。また、夢舞大橋を間近に眺
めることができる水辺空間の確保や、夕日を眺めるスポットとしての新夕日ヶ丘の演出、
さらに海辺の自然環境など、水面も意識した空間づくりに努めることにより、水と緑を
活したうるおいのある景観を形成する」。

また、「ランドマークを際立たせる」といたしまして、「舞洲工場及び舞洲スラッジセ
ンター周辺の建築物等は、抑制されたデザインとするとともに、幹線道路や視点場から
の眺めに対して、景観がより引き立つように緑を配置することにより、舞洲のシンボル
となるランドマークを際立たせる」としているところでございます。

次に、7 ページになりますが、コスモスクエア景観形成地区でございます。

こちらの区域につきましては、南港野鳥園、オズ岸壁周辺を含めましてコスモスクエ
ア地区としております。

こちらにつきましても、先ほどと同じように、9 ページから 11 ページに景観資源の分
布状況、現況写真、土地利用現況図を参考としてつけさせていただいております。

コスモスクエア地区は、現況写真の 1 番、5 番、8 番に見られますように、WTC を
初めとする超高層ビルが立地し、これらのビル群は、港の港湾から見えるランドマーク

になっているところがございます。

また、沿岸部では、写真の 11 番がありますが、南港野鳥園などが景観に潤いを与えているところであり、写真の 3 番、7 番、8 番に見られますように、なにわの海の時空館や大阪国際フェリーターミナルなどの印象的なデザインの建物が景観のアクセントとなっているところがございます。

8 ページに戻っていただきまして、こうした景観特性を生かしまして、景観形成の目標といたしましては、「主として中心部において、『「水辺の都市拠点にふさわしい景観の創出』や『賑わい空間の魅力の向上』、『緑あふれる表通りのまちなみの形成』を図り、沿岸部において『海辺のうるおいのある景観の創出』を図ることにより、まち全体としての海辺の都市拠点にふさわしい景観を形成する」としているところであり、

また、景観形成の基本的な方針といたしましては、「海辺の都市拠点にふさわしい景観の創出」といたしまして、「商業・業務施設を中心とする建物低層部では、施設のデザインや用途を工夫することにより、華やかな景観を形成するとともに、低層部と一体となったヒューマンスケールの歩行者空間の創出に努める。また、ランドマークとなる超高層建築物等の中高層部はすっきりとしたファサードとするとともに、水上や対岸、橋梁などからの見え方や、さらなる遠方からの眺めを意識して、建築群としてのシルエットに配慮したデザインとすることにより、海辺の都市拠点にふさわしい景観を創出する」。

また、「賑わい空間の魅力の向上」では、「集客施設と港湾関連施設との極力の分離やすみ分けなど、メリハリのある景観を形成する。集客施設から海への視界の確保に配慮するとともに、多くの人の目に触れる機会の多い港湾関連施設の修景に努めることにより、賑わい空間の魅力の向上を図る。さらに、咲洲キャナル沿いでは、キャナルや遊歩道と一体となるまちなみに配慮するとともに、キャナルに顔を向けた建物のファサードとし、建物低層部には人々に開放された用途を配置することにより、キャナルを生かした魅力的な賑わい空間の形成に努める」。

また、「緑あふれる表通りのまちなみの形成」では、「幹線道路の沿道では、まちなみとしての連続性に配慮した施設のデザインとするとともに、幹線道路や沿道敷地はできる限り緑化することにより、緑あふれる表通りのまちなみを形成する」。

「海辺のうるおいある景観の創出」では、「南港野鳥園へのアプローチ空間となる道路や敷地は積極的に緑化し、水際部分には南港野鳥園から連続性のある緑を配置するとともに、船舶やクレーンなどを眺められる視点場を確保し、水面も意識した空間づくりに努めることにより、海辺のうるおいのある空間を創出する」としているところがございます。

ます。

次に、12 ページになりますが、安治川内港景観形成地域でございます。

区域につきましては、国道 43 号線以西の水域とその水域に隣接する区域及びその区域に接する敷地としているところでございまして、ほぼ安治川沿いの臨港地区の区域と天保山周辺地域としているところでございます。

14 ページから 17 ページにかけて、景観資源分布状況、現況写真は 2 ページと土地利用状況を参考として入れているところでございます。

安治川内港地域は、河川港として大阪港の起源となる地域でありまして、地域の写真の 1 番、9 番にありますように、特徴的なデザインの建築物や、6 番、7 番の写真にありますように、視点場の整備等により景観整備が進められている天保山周辺と、現況写真では 16 ページの下の方、22 番から 26 番の写真で、入り組んだ水際線が特徴であり、港湾の再開発により新たな拠点形成が期待される弁天と周辺地区そして 19 番 20 番の写真で見られますように物流倉庫や上屋なども多く沿岸部に並び水面を中心とした河川景観を形成する河川沿岸地区の 3 つの地区に分けられます。

安治川内港地域におきましては、地域全体としての景観のまとまりを意識しながらの景観形成の目標といたしましては、「各地区の性格に応じた『魅力的な水辺の空間の創出』や、天保山周辺を主として『まちなみの魅力を高める』ことにより、港湾特有の建築物や水辺空間を生かした賑わいのある港町の再生につながる景観を形成する」としているところでございます。

また、景観形成の基本的な方針といたしましては、「魅力的な水辺空間の創出」といたしまして、天保山周辺では、19 ページに大阪港の航路図をつけておりますが、外航客船や高速船などが岸壁に接岸される地区でもあり、基本的な方針といたしましては、「水辺の連続した歩行者空間及び周辺から水辺へのアプローチの確保に努めるとともに、大規模橋梁や船舶、クレーンなどの港らしさを演出する景観要素や、夕日をゆったり眺められる水辺空間を形成する。また、天保山岸壁は大型旅客船を間近で眺められる視点場であるため、港らしさを演出する、水辺の賑わい空間として確保する」としているところであります。

また、弁天埠頭周辺では、「周辺から水辺へのアプローチを確保した水辺空間の整備に努め、安治川から天保山大橋越しに海へと視線が通る魅力ある視点場を確保する。さらに、入り組んだ水際線を目立たせるために、水際の修景や照明による演出を行うとともに、水門などの特徴的な資源を活用することにより、港町らしさが漂う水辺空間を形成

する」としているところでございます。

また、河川沿岸におきましては、「河川に沿った連続したプロムナードや対岸を眺められる視点場を整備し、周辺からのアプローチの確保に努める。また、水上や対岸からの眺めに配慮し、河川に顔を向けた建物のファサードとするとともに、倉庫や上屋、岸壁等の修景や照明による演出を行うことで、沿岸一体としてのまとまりのある水辺の景観を形成する」としているところでございます。

また、「まちなみの魅力を高める」といたしまして、天保山周辺では、「天保山ハーバーブリッジでの建築物や敷地は、まちなみとしての協調性に配慮しつつ、個性を持ったデザインとするとともに、対岸や水上からの眺めを意識し、水辺に映えるデザインとする。また、周辺地域においても、港らしさを感じられる水辺空間との調和やまちなみの連続性に配慮することにより、港町にふさわしい都市景観を形成する」としているところでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○三輪委員長

ありがとうございました。

臨海部における形成地域の3つの候補地域と、それから、それぞれの目標と基本方針と、その案を説明していただきました。

今日、この案件初めてでございますが、忌憚のないところでいろいろご意見をいただきたいと思います。

いろいろ実際の市街化の熟度といいますか、成熟の度合いだとか、あるいは問題を抱えているかどうかというふうなことで、とりあえず、まずこの3つ選んで、そこを景観形成区域に指定して、いろいろまた施策をおやりになりたいと。それぞれの取り扱いの方向付については、一応の案が本日出てきております。

前回、総論的にいろいろコメントをいただいたんですが、これは、私がちょっと最初に質問させていただきますが、接続水面の扱いというなのが、区域というのは、陸上の地面で区域をとってありますけれども、そのすぐそばの水面というのは、やっぱり景観形成上、非常に大事な、いろいろ問題も起こるだろうし、大事なところだと思います。その辺の扱いはどうなりますでしょうか。

○事務局（山本主査）

基本的には陸地ということで考えておりまして、こういう景観形成の基本的な方針で、例えば舞洲の、3ページでございますが、基本的な方針の上から3行目あたりで出てい

ますけれども、基本的には陸地としつつも、水面も意識した空間づくりということで、その辺にも配慮したデザインをするということで扱っていきたいと考えているところでございます。

○三輪委員長

ありがとうございました。

どうぞ。

○鳴海委員

細かいことはいろいろあるんですが、それは後回しにして、全体に関係しますが、魅力的な水辺空間の創出で、例えば安治川のところなどは、港町らしさが漂う水辺空間を形成と書いてありますね。これは、こういうの、当然あちこちにあるんですけども、何かどうも景観だけの問題ではなくて、どういう用途に使われていくのかとか、そういうことを念頭に置かないで、単に水辺のデザインを港町らしくしても、かえってそぐわないこともあり得ますよね、そこに立地するものなりは。

全体に、とりわけ臨港地区は用途との問題が非常に大きい関係があるんですけども、その辺について、余り読み取れませんので、景観なんかは用途は関係ないとおっしゃるのかもしれませんが、それがないと景観も生まれえないわけですので、そういう観点は一体どのように考えればいいのでしょうか。

それと、もう一つ、前回の発言に、水面上も名前をつけたらどうかという提案をして、後ろで整理がされていますけれども、それについてご検討いただけたかどうかというのはいかがでしょうか。

○坊農港湾局企画振興部長期整備計画担当課長

すみません、港湾局でございます。ちょっときょう、局長が急遽出張で、申しわけございません。かわりに今の件について、ちょっとお答えをさせていただければなというふうに思っております。

特に、安治川のところにつきましては、用途地域のところ、現在、倉庫群になっておりまして、臨港地区でございます。基本的には、私ども、これから港湾計画等の見直しも考えてはいるんですけども、この部分については、できる限り今ある倉庫群が形がそのまま残るような形というのがいいのではないかなというふうな考え方を持っております。

ただ、臨港地区のところの後ろの方の建物の方の部分については、これは今、通常のまちサイドの方での建物の形になりますので、そこのところは、今回の議論を中心にし

ながらも、水辺の方から見たときに、うまく港町らしさがいけるような形への建物の誘導というんですか、そういったものができるかどうか、ちょっといろいろ議論して、今後深めていかなあかんかなというふうには思っております。

ただ、私どもとしては、水辺のところにある倉庫群にしては、現況、まだ使われておりますし、建物そのものについても、できる限りそれをいけるところまで使っていけるような方向で考えていきたいなど。

いずれ、その建物の耐用度が終わってくる、あるいは臨港地区としての役割が何十年というふうな形でいけば、ある程度ならば終わってくる可能性はございますが、そのときには、それに水辺として合うような形のものというんですか、そういったものをそのときまた一緒に考えていかなあかんかなというふうには思っております。

要は、しばらくこの部分については、倉庫群のところは、できる限りそのまま形というんですか、建物の中身は、いずれ何か変わっていくようなことがあるかもわかりませんが、しばらく倉庫群はそのままで使っていくというふうな考え方をとりたいというふうに思っております。

それと、水面に名前をつけるということについては、以前から私どもの方もちょうどいしておまして、考えていかなあかんかと思いつつながら、実はなかなかそこまでちょっと動きできていませんので、ご意見としてずっと伺っておると。まだまだちょっとそこまで至ってはおりませんが、考えていかなあかん分野というふうに考えております。

○三輪委員長

先生、その他何かございますか。

どうぞ。

○小林委員

長らくごぶさたしておつて、いろいろ知りたいことがいっぱいある。

きょう、僕は港へ出て、どう見えるのかなというのを随分楽しみにしていたんです。ですが、今回、この写真の撮られ方でも、ちょっと気になっているのは、例えばUSJとか、あそこら辺、なにわの時空館、あその場所の役割を明確に位置づけておいてもらわないと、今回、3つぐらいの場所にこの場合には分かれるだろう。それぞれにおいて、民間がやっているところと、従来行政がやってきたところでは考え方が違うわけで、産業構造の中にまだ頑張っているところと、レジャー系に移ったところと、それから文化とかそういうものを行っているところの位置づけが、ここはちょうど3つ

入っているので、用途の規制をどうするのかというところで、景観が決まる要素がともこの場所は多いなと思っております。

それと、逆に、一番最初の方の舞洲とかコスモ地区の場合は、私、建築的に非常にいろいろチャレンジをされたところだなという理解をしています。特に、オリンピックが来るという雰囲気のあるときにつくられた舞洲工場ですか、あっち側の位置づけというか、ここの地域の考え方は、その前と後で、用途的な利用から変えられることが何か決まっておられるのかどうなのか。それがないと、要するに工場というか、清掃工場ですよね。オーストリアの方の設計で、あれを果たしてそのままランドマークとして際立たせることをはっきりもう意識されるのか否かということ。それでいえば、コスモ地区のATC、WTC、この中でATCは、僕、色彩的に問題があると前から思っただけで、個人的ですけれども、思っただけです。

ですから、このATCと清掃工場の話きちっと位置づけて、色彩計画を港においてやらないと、これほど開けた空間ですから、赤とか青、緑、この色を大面積に使うときには、もうそれがポイントになることをはっきりと意識してやらないと、ほかのものが幾ら頑張っても、抑えて抑制しても、抑制効果には全然ならない。要するに、目立つものの方をもう少しはっきりとした公共性なり意識を与えてつくりたいと、こういう港空間というのは、物すごく視界が開けますし、1個の赤でほとんどそこが象徴されるような場所になると思います。

そういう意味では、海遊館は今回、指定対象物に載せてきているということは、私もそれは評価します。あの色使いであそこでやったということで、ほかの施設があれに合わせながらバランスをとるような景観誘導になる施設設計の一つの見本かなという。ですから、その部分が一つまとまりをもったにぎわいの地区になっているという誘導がなさる。

今回、この景観形成というのは何かと云ったら、これからの建築の規制をどういうものをお手本にしながら、それに合わせてやるかという、自分が何かをそこに置くときの合わせなければいけない対象を何にするのかということの誘導の一つの考えをここで示すべきだと思っておりますので、そこら辺は、本当に今回、指定景観資源という形を出している中で、民間のを含めて、一度全部丸見えにしてそろそろやらないと、なかなか難しいんですけども、やっぱりこの委員会で一つはこんな考えはいかがでしょうかというような提案をしてもいいんじゃないかなと思っております。

○三輪委員長

ありがとうございます。

一応、原案をおつくりになった方のお考えが何かございましたら、お願いいたします。

○事務局（辻江課長）

今の小林先生の、特に海遊館して、そのエリアがその影響を受け、導かれていくような景観がされていくという。

本日の舞洲の方で、今、もう一つ言われています清掃工場なりスラッジセンターのフンデルト・バッサーのあのデザインの建物をどうにかという考えなんですけれども、私どもと港湾局と話をして、ここで表明させていただく、これも議論の対象としてきょう、挙げさせてもらっていますけれども、ランドマークとしてとらえると。周辺部は、それに対して抑制をしていこうという、こういう一つの考えだと思うんですけれども、そういう考えで、それは舞洲の東側の部分で、そういう建築物の抑えた考え方をしたらどうかと。西側の方は緑というとらえ方をしているんですけれども、ですから、ちょっと先生のおっしゃった目立つ公共性というんですかね、それは、あの建物自体がそういう要素を持っておるといふことでとらまえさせていただいたところでございます。

○三輪委員長

どうぞ。

○鳴海委員

ちょっと関連で、舞洲工場というか、これ、正式にちゃんと名前を書かないと、何か普通の工場だと思っちゃうんで。

それから、今もご説明ありましたけれども、抑制されたデザインにするというのは、ちょっと考え違いとちゃうかなと。抑制するデザインって、どうするんだろうなってさっきから悩んでいるんですけれども、目立たんようにせいということかな。もっと目立っていい建物建てたらいいと思うんですけども。

○小林委員

そっち側にしちゃうというふうにはっきり言うなら、それもわかるけれどもなという、2つに分かれそうですね。

○鳴海委員

それと、もう一つ、8ページ目で、コスモスクエア地区は高層建物がもっと将来建っていく——建っていくかどうかわかりませんが、そういう高層が建つ景観を記述するのに、ちょっと十分じゃないかなと思うのは、例えば超高層建築物等にファサードって書いてあるけれども、ファサードって、あれ、正面という意味ですから、超高層は

普通正面がなくなるわけで、そういう意味で、認識がちょっと違うなと思います。

その下の方に、幹線道路と表通りというのを使い分けているんですけども、このコスモスクエアに表通りという、僕はそういうイメージがないんですね。表通り、裏通りといったら、船場とかあんなところはありそうだけれども、こここのところに表通りという概念が使えるかどうかという、そういうまちである方が僕はいいと思うんですけども、表通りって言えないような気がするんですね。

あとは、小林先生ご指摘の用途と景観が随分関連して、まじり合っているところをどうするのかという、そういう方針もやっぱり景観上はとても重要だと思いますので、そういう記述が全然ないというのは、繰り返しになりますけれども、非常に気になります。

○三輪委員長

ありがとうございました。

どうぞ。

○藤本委員

皆さんおっしゃったことに関連しているかと思うんですけども、全体の話でいきますと、まず、何か目的性というか、これをする目的をもう一度再確認を先にした方がいいかなというふうに思います。それは、観光の話もあるでしょうし、住民相手の話もあるでしょうし、そのあたりをもう少し明確にまずする必要があるかな。

その次に来るのは手法だと思うんですね。手法ということを考えたら、これは行政単独でできる話と、ここは民間を巻き込んでいかないといけないところと、もう民間にやってもらわないといけないところと、それをまず明確にして、手法を考えてから方針を出したらどうかなというふうにさえ思うくらいの場所ではないかと思います。一律に多分方針と出しても、ではだれがやるのということが明確になっていないことには、先に進まないように思いました。

具体的なデザインの話でいきますと、私も、珍しくきちっとランドマークということをきちっとおっしゃるんだなというふうに、ちょっとびっくりしながら読ませていただいたんですけども、おっしゃるのはおっしゃってもいいかと思うんですけども、でも、それは言うか言わないかというのもやっぱりきちっと、どこの場で決めるのかわからないんですけども、こここの場になるんですかね。

どこかでやっぱり明確にし、でも、あそこまでできてしまっていますので、ATCも反対というのもあると思うんですけども、あそこまでインパクトを持ってできてしまっているものに対して、やっぱり認めていかざるを得ない部分というのもあると思うん

ですね。勇気を持って変えてしまうか、認めていくと。認めていく方向でいけば、ランドマークになり得るわけで、そこで、もうランドマークと言ってしまって、もうここは積極的にそういう景観誘導をしていくという、積極的に打ち出してもおもしろいのかなというエリアかなというふうに私は思っています。

そうしたランドマークにするには、やっぱり徹底的に周りを、抑制は私も嫌ですけども、どうデザインしていくかということをおある程度こちらで考えて、それから、その手法を考えていかないといけないかなというふうに思いました。

以上、終わり。

○三輪委員長

ありがとうございます。

いろいろ問題を含むということなんですが、これ、どうしましょうかね。要するに、こういう目標でこういう方針でおやりになりたいと、区域はここだというのは市の方でおつくりになるわけですけども、それはやっぱりこの審議会の意見を聞いてつくっていただきたいというのが、だってルールがそうっておりますので、意見の織り込み方ですね、それを何か具体的にこういう方法でやったらどうかというあたりの、何かどなたかお知恵がございましたら。

はい。

○小林委員

今、藤本委員の方から、積極的に今あるものをもう生かしていく方向にやった方がいいんじゃないかと。そういう部分というのもあるのかな。私も近ごろそちらに変わりつつあります。

前は何とかして何か隠す方法はないと思っていたんだけど、隠そうとすればするほど被害が大きく見えるので、はっきり言いますと、いろいろな色使いをもうしてしまったと、清掃工場及びA T C。あれは、逆に言ったら、もうある意味では、あれをいいランドマークにするためには何をしたらいいかという考え方を持たないとこの地区はだめで、舞洲のところを「緑の島」という言い方をしていますね。ですから、こういう特異なデザインをやってしまって、賛否があるときには、カウンターバランスとして、私はやっぱり緑を目いっぱい入れて持っていく方が、一番 80 点ぐらいとれる方法なので、特に超高層ビルの場合にはあんな色は絶対使えないので、それなりに空の中に消えていきますから、いろいろなやりようがあるんですけども、今回、やっぱり舞洲とコスモのあたりは、これからつくっていったらあげないと、なおさら何か色あせて惨めになってき

たりするところなので、用途の利用の仕方の中に緑の量をすごく多くして、海から緑の中にあの赤やら何かがぼつぼつという、バランスを変えていくようなやり方を積極的に景観誘導でやってあげた方が、今までよしと思ってやってきた人たちのものを本当によく持っていくための施策をさらに打ち出して、積極的にやった方がいいだろうなどは思っています。

○三輪委員長

ありがとうございます。

どうぞ。

○増田委員

このスラッジセンターと舞洲工場は、まさに今、小林先生おっしゃったとおりで、もともとあれの設計思想そのものは、やっぱり背景に非常に大きな緑があって成立しているデザインですよね。あのスラッジセンターにしても、舞洲工場にしても。そういう面からいうと、ここで際立たせるというよりも、むしろどう背景と融合させていくかみたいな話が、あれを支えるための緑の量というのは、べらぼうな量でないと支え切れへんという、そんな視点が要るのかなというのはまさにそのとおりやと思うんですね。

もう一点、やっぱりこれ、ちょっと気になるのが、一番最後のページを見ると、外国航路が入ってきたり、内航路が入ってきたりして、個別の地区の話もいいんですけども、大阪港を例えば海外の人をもてなすとして見たときに、全体の考え方、外国航路から見たときに大阪港がどう見えるんかみたいな話がなくて、各地区地区へすぐに入っていくっていいのかなというのがちょっと気になるんですね。

これは、先ほどから出ている水面の話もまさにそうで、なかなか水面はとりにくいんですけども、安治川の方は水面入れているんですね。コスモスクエアの方は泊地をあえて外して要するに地区指定しますよね。少なくとも、コスモスクエアのあたりは、泊地は、なぜコスモスクエアの方は泊地を除いていて、安治川は水面全部入っていますよね。やっぱり水の存在というのを地区で表現するのか、何で表現するのかわからないですけども、水面の存在というのは、やっぱりどこかで明示したいなというふうなことを大きく感じますね。

それと、もう一つは、それに関連してなんですけれども、やっぱりこれを見てみると、陸地を歩いている方から発想していて、要するに海側からどう見えるんですかと話が非常に弱そうな気がするんですね。例えば、堺の仁徳天皇陵、あれ、割とこんもりしていますけれども、要するにあの時代では物見山みたいな形で、要するに港から見えたと言

われているわけですね。そんな内陸へ引っ込んでいませんから。そういうふうなことからいったときに、外国航路からこの島3つがどう見えるんですかというような、どう見せたいんですかみたいな、そうですね。視点がもう一点要るのかなというふうなことを感じます。

○榑崎委員

せっかくですから、感想を言わせていただきますけれども、要するにこのコメントは、景観委員会として見た場合、非常に何かわかりにくいですよ。意見を述べにくいような。

それは、島をおつくりになった2つの緑の島と、それから海辺の都市拠点というのは、これはこれからいわゆると大阪市さんが中心になって誘導して、まちづくりへ持っていかれる島でございます。安治川の方は、これは再生ですよ。今まである倉庫群とかね。だから、その辺を踏まれておられるのはいいんですけれども、これは今までのまちづくりはこんな感じになりましたという表現に終わってしまっているから、景観委員会ですから、これはどういうふうに景観委員会としてこれを理解し、これから誘導していくのかという何か一步踏み込んだものがないと、景観委員会としてはちょっと審議しにくい、意見述べにくいという感じを持って聞いておったんですけれども、先生、いかがでしょうか。

○三輪委員長

いろいろご意見いただきました。これ、どうしましょうかね。何かこれ、少し作業部会のようなのをつくって、例えば何人かの、いつも全員でやるのもこれはいいんだけど、何回かちょっと間で少し小さな作業部会をやって、少し先生方のコメントを入れて、それでこれ、ちょっと練り直していただければ、もっといいのができるんじゃないかという気がするんですが、事務局の方で、これ、次の年度で何かそういうことをお考えくださいませんか。

○事務局（辻江課長）

前回のときの、前の港湾さんの方で勉強された内容を踏まえて、今回、案ということで、この委員会で議論された上での案のつくりと、形はちょっと違いありましたんで、ただいまお受けしました意見が、我々のちょっと考えている意見とちょっと異なりまして、そういう意味では、今おっしゃいました部会的なのをつくらせていただいて、もう少し意見を集約したような形で案づくりをしたいと思っております。

○三輪委員長

港湾局を中心に、いろいろ熱い思いをお持ちだと思うんですけども、だけれども、それはちょっとまだうまく意思が伝わり合うようなところまでちょっといっておりませんので、できたら、何か少し部会で二、三回もんでいただいて、それをまたこの全体会議で1回か2回もんでいただくと、もっとぐっといいものができるんじゃないかという気がする。

○事務局（辻江課長）

そういうことでさせていただきます。

○三輪委員長

よろしいですかね、そういうことで。

○事務局（辻江課長）

はい。

○真砂委員

その場合に、用途の問題を皆さんおっしゃいましたけれども、要するに、もっと言えば、土地利用計画ということですね。それをこのメンバーだけでできるのかなど。大変失礼だけれども。

だから、今、先生おっしゃった委員会をつくる場合には、市全体のそういうビジョンもあるでしょうし、いろいろなセクションのお考えもあるでしょうから、我々の中のしかるべき方に、やはりしかるべき方を専門委員やなんかで加わっていただいて、市全体としての土地利用と整合ができるようなことを配慮して、今、先生おっしゃったようにやっていただければ、一番いいんじゃないか。

私は、そのように考えると、海遊館を見たときはびっくりしたんですね。よくこんなのをつくったなという、色彩の問題ですね。最初はね。でも、今、先生がおっしゃっているのも、大体同じようなことをおっしゃっているんで、その方向は私も賛成ですけれども。

○三輪委員長

いろいろご意見いただきまして、ありがとうございます。

ただ、余り大がかりな委員会になっても、これは大変なんで、こっちがやっぱり母屋になって、専門部会ができるぐらいのところできりあえずやっていただいたらどうでしょうかね。

○小林委員

作業上のお願いなんですけれども、一番最後の19ページありますよね。ここで私、一

番、港の計画というのは、先ほどここをどういう場所にしたいんだろうっていう、入ったときに、大阪って結構いい場所じゃないという、そういう印象をここに持ってもらうことと、そこにまた外からどんどん人が集まって、いわゆる今までの産業構造が変わったときに、新たに活性していくような場所にしてあげるためには何を入れたらいいかというときに、その絵が、やっぱり3つの地域を非常によく関連づけているので、例えばこの中で黄色とブルーをまず追っかけることで、ビデオですよね。そして、ここで見せてもらうことだけでも、順番にどうなっていくのかということが共通の一つの認識が得られて、あと、これは内航フェリーの、あとこっち側の一つのルートでぐるっと回るものを一回やれば、大体国内の旅行客と海外からの旅行客の人がこの港へ入ってきたときに、一体はここは何だという違和感か、非常に調和感か、期待感か、何かそこら辺がいろいろ出てくる。それをうまく物語として演出できれば、もう景観はそんなことなんだというので、当然、そのときの土地利用の絵は都市計画図と出してもらえば、用途地域性で私らは大体読み取れますので、専門家というより、工場だったらやっぱり工場があるんで、アミューズメントだったらアミューズメントの場所があるんで、その感覚さえこの上にちゃんとやって、建物の種類が書いてあれば、要するに視覚的には定まって物が見えますから、それを皆さんで共有しながら議論すれば、かなり深いところまでやれると思いますので、どんどんビジュアルなデータをこの場へも提供してもらって、「今のクリーン7はこんなものでどうでしょうか」、そういうような会議にしてもらえると、非常に臨場感があふれ、楽しいんじゃないかと。

○三輪委員長

部会じゃなくても、もう全体委員会を何回かやって、そこで議論してもいいんですけども。

どうぞ。

○榎崎委員

ここに書かれている内容って、多分、外国のほかのまちなんかを見ますと、もっと工場は工場だし、私どものおった発電所へ行きますと、あんな南港みたいなもんじゃなくて、よそはやっぱり煙突なら煙突というのがあって、ああ、発電所だなということになっているんですよね。清掃の工場もそうだし、いろいろなものがちょっとこの港の場合はバブルを引きずっていると思うんですよね。

そこに今、非常に特異な、特徴があるというとらえ方をせざるを得ないというのは皆さんのご意見どおりで、だけれども、ずっとそういうバブルが続くということはやっぱ

りありませんから、この先、その辺の経済の変化というものも、この先の考え方の中にお入れいただいた方がいいんじゃないかなという気がいたします。

○三輪委員長

もう一つ、ちょっと私がコメントさせていただきます。

例えば、舞洲は従来の私の理解だと、あれ、スポーツと野外とレクリエーションの場所としてまず整理するというのがありましたね。特に、西側から見たという、西半分が特にそういうところだったんです。例えば、スポーツとか野外レクリエーションというキーワードが景観形成の目標の中に全然出てこないというのは、ちょっと寂しいな。

それで、こちら側の手前側のユーティリティーのところだけが何か出てくるんで、ランドマークだというのは出てくるんですけども、ちょっとそれも、やっぱり、多分総合基本計画では、従来どおりスポーツの拠点というのはおやりになると思うんで、場合によっては、海へつながるスポーツなりレクリエーションのあれがございますから、そういうところをやっていただきたい。

それから、天保山のところ、それから内港はそうなんですけれども、もう一つ、内航フェリーの発着所というのが、例えば四国、九州、それから中国あたりの方は初めて例えば大阪へ夜中のフェリーで来て、朝、あそこへ上陸して、ああ、大阪だという、そういう場所でもあるわけで、割に発着の出入りが多いところなんで、やっぱりできましたら4番目の地域ぐらいで、あそこ、非常に人目に触れるところなんで、何とかあれも、今回はよろしゅうございますけれども、次の候補として考えていただくとありがたいなと思います。それだけちょっと言わせていただきます。

具体的には、また事務局とご相談して、これの検討の段取りはやらさせていただきますが。

○坊農港湾局企画振興部長期整備計画担当課長

すみません、港湾局としてちょっと補足をさせていただきたいと思うんですけども、実は、私の方は今の長期整備の方で、港湾局の方、実は平成17年度に港湾計画の改定をいたします。その前の勉強をさせていただいている途中なんですけど、そのときに、特に新臨海部というか、舞洲、それら夢洲、咲洲のところについては、いろいろこれから議論をしていただきながら、土地利用的な話も方向性を出していただくというふうに議論を続けさせていただいております。

その中で、特に舞洲のところなんでございますけれども、これはやはり西半分のところ約110ヘクタールについては、スポーツアイランドで整備をしていくということはこ

れまでも言うておりますし、長期的な考え方の中でも、そういう方向でいきたいというふうに考えております。

それで、西側はスポーツアイランドの方になりますので、緑というのはかなり出てまいります。実は東側のところにつきましては、一番東側のところに緑地、岸壁がございますので、出てくるものは、やっぱり港湾関連の倉庫ですとか、そういう形になってこようかと思っております。

物流関係の倉庫といいますと、どうしても長四角の長方形の大きなものがどんと出てくるという形になりますので、それでいきますと、どうしても舞洲の清掃工場ですとか、スラッジセンターのような大きな色彩の豊かなものというのとちょっと対比されて、真っ白けの、ほとんど何かおもしろみも何ともないと言われるかもしれませんが、そういった形の機能を重視した形での物流倉庫が多分出てくるという形になってこようかと思っております。

ですから、どちらかというところ、スラッジセンターあるいは舞洲の清掃工場の方は、逆に言えばランドマーク的な形にどうしてもなってしまうような土地利用に東半分のところはなる可能性が高いかなといふふうには考えております。

それから、夢洲のところにつきましては、今、Cの10番から12番まで、大きなコンテナヤードをつくっております。特に、11はもうできておりますけれども、ああいう形で奥行き500メートルの岸壁ができてまいりますので、ここについては、東側の方はコンテナのヤードができてまいりますし、それから夢洲の南側の方には、今のところ長期的にはロジスティックハブという言い方で、やはりこれも物流関連的な施設が出てくるというふうに考えております。

ただ、夢洲の一番西端のところは、これは公園的な整備という形になっております。

お手元のパンフレットを見ていただきますと、多分、すみません、24ページを見ていただきますと、臨海部のまちづくりという形で、将来構想の、これはちょっと前の部分を載せておりますけれども、夢洲のところの真ん中は、これは住宅系の絵になっておりますけれども、西端のところ公園というか緑地を載せるということについては、こういう形になろうというふうに考えております。

ただ、咲洲のところにつきましては、文化を中心にしながら、まだ土地はあいておりますけれども、そここのところに都市再生緊急整備地域にも指定していただきまして、できるだけ企業とかいう形のものを集め、あるいは、一部住機能も導入したいというふうなことも考えております。ここを一番メインにしながら、これから進めていきたいなど

いうふうに思っております。

ただ、先ほどご意見をいただきました海からの眺めということにつきましては、これは私どもとして、やっぱり客船とかフェリーとか、そういうのをこれからどんどんふやしたい——フェリーはふえるかどうかわかりません。客船はふやしたいと思っておりますので、そういう視点で、景観というのは非常に重要だというふうに承っておりますし、我々もそういうふうに考えてまいりたいなというふうに考えております。

ちょっと補足ということで、申しわけございませんが、お時間をちょうだいいたしました。

○三輪委員長

ありがとうございました。

いろいろご意見いただきましたで、これは後の進め方は、あと事務局と私、相談してやらせていただきます。

それでは、2番目をこれで終わらせていただきまして、次へ行きたいと存じます。

資料の3でございますが、これは道頓堀川の景観形成について、これは鳴海先生を中心に作業部会をやっていただき、何回かやっていただきまして、一応その経過を中間報告をきょういただくということでございます。

それでは、まず事務局からどうぞ。

○事務局（山本）

都市デザイン課の山本でございます。よろしくお願ひいたします。

道頓堀川の景観形成ということで、経過報告といたしまして、道頓堀川沿線の景観誘導について、経過報告の方をご説明させていただきたいと思っております。

まず初めに、全体の第13回都市景観委員会の方から説明させていただきますと、前回の第13回都市景観委員会の方で、検討会の設置報告をさせていただきました。

まず、道頓堀川につきましては、平成14年6月に景観形成地域に指定しておりまして、地域の特性を生かした都市景観の形成を図るために、地域の景観形成の目標、基本的な方針を定めております。

また、大阪市都市景観条例におきましては、地域の景観に与える影響の大きい大規模建築物等の事前協議ということで、誘導を行っているところですが、道頓堀川につきましては、敷地が狭小であるということで、景観の誘導というのが困難になっております。

また、現在、道頓堀川につきましては、水辺整備事業といたしまして、沿道の整備が進められておりまして、16年度の秋には、戎橋、太左衛門区間につきましては、一部供用

開始するということになっております。

以上のことから、道頓堀川沿川では建物の更新でありますとか改修が進むということが予想されますので、これを機会に、この検討会を設置してきたところでございます。

メンバーにつきましては、左下の方にあります、鳴海先生を座長といたしまして、関西学院大学の加藤先生、そして藤本先生にも参加していただきまして、関係局であります建設局河川課、建設局路政課、住宅局建築企画課、また計画調整局都市計画課に入っております。検討を進めているところでございます。

右側に進みまして、昨年12月24日に第1回の道頓堀川沿川景観誘導検討会を開催させていただいております。

議題につきましては、ごらんとおり、景観検討会の設立、位置づけ、スケジュール、誘導を実施すべき区域の設定について議論をしております。

区域の設定につきましては、次のページをめくっていただきますと、道頓堀川沿線の地図が出てくるんですけども、まず道頓堀川の西部につきましては、現段階ではまだ遊歩道整備も進んでおりませんので、今は西部は対象外とさせていただいております。東部につきましては、景観誘導をまず考えていきたいと考えておりますので、一番最後のページに事業計画図の現況図を添付させていただいておりますが、右の欄が東部の地図になっております。

見ていただいたらおわかりだと思いますが、特に地図の中心にあります新戎橋から日本橋の区間につきましては、商業系の建物が非常に多くなっておりますので、遊歩道整備を進める中で、特に建物の更新が進むのがこの部分ではないかということで、1枚前に戻っていただきまして、景観誘導の区域につきましては、ケース1から4ということで、現在、検討を進めているところでございます。

前のページに戻りまして、今月ですね、3月15日に第2回の検討会を開催しております。その中では、景観誘導の検討の進め方、また景観誘導の区域について、また整備イメージ、また地元との意見交換について議論させていただいております。

今後の検討内容としましては、沿線地区の整備イメージでありますとか、景観誘導の方針の検討、また誘導の仕組み、ツールの検討などを進めてまいりたいと思っております。また、その辺が具体的になりましたら、誘導方策の検討に入りまして、それと並行しながら、地元とも調整していこうと考えております。

また、検討を進めるに当たっては、まず道頓堀川沿線の地元の方々の意見も非常に重要になってくると思いますので、今後、地元への意見交換の場を設けていきたいと考え

ております。

また、最後に今後のスケジュールといたしましては、16年度になりまして、来月、4月以降、検討会を四、五回程度開催いたしまして、予定ではありますが、6月、9月の都市景観委員会の方で内容を固めてまいりまして、道頓堀川の一部供用が始まりました秋ごろを目標に方策を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三輪委員長

ありがとうございました。

では、部会長の鳴海先生、何かコメントがございましたら。

○鳴海委員

まだ2回しか検討してませんが、今議論している内容をかいつまんで言いますと、1つは、屋外公告物法で、そちらの方も道頓堀を対象に何か取り組みをしたいということですが、景観と屋外公告物と両方がこの道頓堀を相手にするということになるようでありまして、我々としては、一緒にやったらいいんじゃないかというふうにも提案しているんですが、なかなか、既に2つの小委員会的なものが動いていますので、そのすみ分けをどうするかという議論をまずやりました。

それから、先ほど土地利用現況図を見ておわかりのように、以外と小さい、間口の狭い建物が多くて、いわゆる雑居ビル風に将来なるだろうというビルがあって、そういうのを例えばいろいろな北野新地とかいろいろ見ますと、なかなか表に開いたようなデザインにならないケースが多くて、できれば道頓堀の景観はこうあったらよろしいという大ざっぱなそういう指針をつくるよりも、間口の小さい建物を建てて使っていく人の立場になって、もう少し踏み込んで、ここはこういうふうにした方がいいんじゃないかとかという設計ガイドライン的なとらえ方をした方が有効なんじゃないかという、そういうことを議論しています。

普通、こういう水辺の遊歩道が整備されると、水辺側にまず表側をつくったらいいか、通り抜けるようにやったらいいとか、すぐそう思いつくんですけども、間口の狭い建物は、そんなんやったら損してしまうわけですよ。そうすると、どういう使い方がいいのかというのまで、少し設計上の課題を読み込んだ上で何か提案しないと、ただ文字で書いただけになってしまいますので、意外とそういう建物ばかりなので、少し工夫が要るんじゃないかという、そういう議論を今しているところであります。

○三輪委員長

ありがとうございます。

藤本先生、何かコメントございますか。何かあったら。

○藤本委員

そのとおりなんです。もっと広告の方をやっていらっしゃる方々と、ですから市の中でもいろいろな部署と実際に協力体制で本来はできればもっとよかったんだがというところが本音ではあります、できるところからやるということで、できるだけほかの部の方も出てきてくださって、何をお互いしているかというのは見ながらしていきたいと思っております。

ただ、もう遊歩道ができてしまうんですね、もうこの秋に。多分、そこに向けて、広告がもう出だすだろうということが予想されて、そのあたりを今、どういうしようかという話はしています。

○三輪委員長

ありがとうございます。

何かコメント。

はい。

○小林委員

私、ここはやっぱりネオンですか、電飾ということ、漢字を使ったら、それをきちっとタイトルに取り入れていった方がいいと思いますので、広告という言葉より、色味ですよね。蛍光灯と、いわゆるもう少し温かいものが一緒になると、とんでもない景色になる。香港のあそこの色味の日本とどう違うんだろかという、ヨーロッパ、アジア、いろいろなところを見てもらったら、やっぱり同じ電球を使っているというあたりがもう圧倒的に違うんで、日本の場合、私はもう蛍光灯をそろそろ卒業してほしいなというのがあって、ここについて、蛍光灯の色、白い色ですよね。ここにやっている、いわゆる事務所ビルの。これの同じようなものだけでもきちっと今回取り上げて、それをどうするということだけでも一つやれたら、随分インパクトがあるんじゃないかなと。

○三輪委員長

ありがとうございました。

ほかに何かございませんでしょうか。

これもちょっと大変だと思いますけれども、よろしくどうぞ。

○真砂委員

地図で白くなっているところは、これは空き地ですか。白くなっているところという

のは。

○三輪委員長

建物用途別現況図の中の白地のところは何かということです。

○真砂委員

その他ですか。そういうことですね。

○三輪委員長

建物が建ってないところ、パーキングなんかの空地であるか、更地であるか、駐車場であるか。

○真砂委員

1年ぐらい前ですかね、道頓堀が新聞で報道されて、裏側がすかすかであるという表現がされていましてね。それで、商店街の人たちが しているということですから、そのすかすかのところはどう埋まっていくのかということも、これからの大きな課題になるかなと思います。

○三輪委員長

ありがとうございます。

それでは、ひとつお進めくださいますように。

それでは、時間ももうちょっと少し過ぎておりますが、もう一つございます。これは、報告でございまして、ただいま国の方で景観法を制定の準備をしておいでになります。その概要をご紹介いただくということでございます。

○事務局（関課長代理）

都市デザイン課の関でございます。よろしくお願いいたします。

お話のありましたように、現在、国会において景観法案が提出されておまして、審議、実質的にはこれからということになると思うんですが、それについて、概要について、ご説明といたしますか、ご紹介をさせていただきます。

ページを開いていただきまして、「参考」と書いてありますけれども、B4の紙が景観法の概要を示したものなんですが、初めての景観についての基本的な法制をつくるということで、非常に107条という大きな法律になっておりますけれども、基本的な考え方を申し上げますと、真ん中の方に「景観計画の区域」というふうに書いておりますけれども、景観計画というのが基本的な分になっております。その中で、景観協定ですとか、景観重要建造物ですとか、大阪市の制度も景観条例に基づいてありますけれども、同様の制度が立ち上げられておるといふことと、景観地区という新しい、美観地区にこれは

かわる形で、新しく都市計画として指定される制度ですけれども、そういったものが組み立てができておりまして、それを支えるために、具体的にこれは組織としまして、景観協議会ですとか、景観整備機構というような新しい制度の枠組みも考えられております。

国としては、下の方に書いておりますけれども、予算なり規制緩和等の提案制度というようなことも考えておりまして、これから景観行政を進めるに当たって、非常に強力な法制度ができるというふうに考えられます。

概要、次のページのA3の縦長の方のデータで内容についてご説明させていただきます。

これは、景観法案と大阪市の都市景観条例を比較した形になっておりますけれども、完全に一致しないところがありますが、それと景観条例については、ご承知のとおりだと思いますので、景観法の方について、簡単にご紹介申し上げます。

目的、理念なり責務というのは、割合全般的なことを上げておりますので、ちょっと割愛させていただきますけれども、3つ目の段落で、景観計画というふうに先ほど申し上げましたけれども、景観計画を立てるとというのが一番最初の段階になりますので、これが中心になりますけれども、景観計画というのは、右上に書いてありますように、景観行政団体という、これは都道府県、指定都市、中核市ほかということで、これは「ほか」というのは都道府県が認める市町村ということになってくるんですが、こういう景観行政団体は景観計画を定めることができるということで、景観計画とは何かということになりますと、景観計画区域という区域をまず定めますが、定める区域につきましては、現にある良好な景観を保全する必要がある区域、2番目としては、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要がある区域、3番以降幾つかあるんですけれども、保全する地域なり新しくつくるような区域そのもの、両方含むという形で、かなり幅広い景観計画区域というのが想定をされるということで、2番目としましては、区域における良好な景観形成に関する方針、3番目としては、景観計画のための行為の制限に関する事項ということで、これがかなり景観計画区域をどこまで定めるかにもよるんですけれども、今までの私どもの方でやっています景観形成地域等よりも強力な、色彩等の変更命令まで含むような内容になっておりますので、具体的に申しますと、建築物ですとか工作物の形態または色彩、その他の意匠ということで、形態・意匠の制限をするというのが大枠の考え方です。それ以外にも、高さの制限ですとか壁面位置の制限、最低敷地面積の制限等を定めることができます。

4番目としましては、景観重要建造物あるいは景観重要樹木ということで、景観重要建造物等を所掌することになりますけれども、この指定の方針を定めることになります。

5番目としまして、その他良好な景観形成のために必要なものということで、先ほどもお話がありましたけれども、屋外広告物についても、行為の規制等の内容を、考え方をここで定めるということになります。

あと、景観重要公共施設ということで、公共施設のうちに景観上重要なものについての事項なり、あるいはその占有許可等の緩和といたしますか、そういった特例の基準等もこちらで定めることになります。

策定手続きにつきましては、上位計画に整合することはもちろんですけれども、公聴会等の住民意見の反映の場という措置を講じるとともに、都市計画審議会の意見を聞かなければならないというふうになっております。

あと、公共施設等に関しては、管理者との協議なり同意が必要だということです。

さらに、計画提案としまして、土地所有者等やNPO等の民間の法人等からの計画の提案制度というのが保障されております。

次に行きまして、具体的な制度としましては、景観計画区域におきましては、先ほどの行為規制ということで、届け出制度というのが一つあります。景観計画区域で建築等の行為をする場合は、届け出を必要とするということと、新增改築ですとか移転ですとか、そういった外観変更につながるようなものは、大規模協議が必要になってくると。30日間は工事着手ができないということになります。

届け出について、勧告、命令等ということで、先ほど申しましたように、一部色彩等についての変更命令まで含めて、勧告なり命令ということが可能になってきますし、場合によっては、現状回復命令まで含むものになっております。

次に、景観協定につきましては、これは大阪市の景観と余り変わらない内容ではあると思うんですけれども、全員合意ということを条件にしております、かなり細目にわたるような景観協定の締結が考えられております。

景観重要建造物については、先ほど申し上げました建造物なり樹木について、景観形成上重要だというものについて、これは重要文化財等は適用しないということになっておりますので、本市の指定物の制度とは若干異なるので、今後、こういった形で整理するかという問題も出てきます。

これについても、例えば所有者ですとか景観整備機構というのが、その提案ができるという制度になっております。

景観重要建造物等に指定されますと、現状変更の規制ということで、これについては、建築物を触る、あるいは樹木等を伐採する場合には許可が必要になっております。所有者なり管理者は、それぞれ適切な管理義務を負うということで、これについても、かなり強い縛りがあるということになっております。

2 ページ目にまいりまして、景観地区でありますけれども、先ほど申し上げたように、景観地区というのが施行されるという、これに伴いまして、現行、美観地区を大阪市でも指定はされているんですが、その制度はなくなりまして、景観地区ということで一本化されることとなります。

定める事項としましては、建築物の形態・意匠の制限、これについては必須要件として、都市計画にこの形態・意匠については必ず定めることということと、これは市長の認定を擁するということになっております。

以下は、必ず定めなきゃいかんということではないんですが、建築物の最高・最低高さですとか壁面位置、最低敷地面積については都市計画に定めて、これは建築基準法によるところの建築確認の対象ということになってきます。

3 番目としましては、工作物の形態・意匠、最高・最低高さ、壁面後退内の設置制限については、条例に定めた場合に認定制にできるという形になっております。その他、開発行為ですとか、そういったものについても、条例で必要な規制ができるということになっております。

確認申請等については、形態・意匠について、市長、局長の認定を受けなければならないということになっております。これについても、30 日以内ということで、審査期間等が定められております。違反した場合には、施工禁止命令なり是正命令ができるということになっております。

組織につきましては、景観協議会というのがありまして、良好な景観形成に必要な協議を行うためということで、行政なり、景観重要公共施設の管理者あるいは景観整備機構、それに必要がある場合には、各団体なり、あるいは住民等の景観活動を行う者も加えることができるというふうになっておりますけれども、そういった構成メンバーで景観協議会を組織すると。これについては、官民が協力するための組織ということになっています。

構成員は協議機関について、尊重義務があるということです。

民間の組織につきましては、景観整備機構ということで、これはNPOなどの認定法人等を市長が景観整備機構として指定することができるということになっております。

役割については、一般的な知識等の啓発的な内容なりありますけれども、管理協定をつくることによって、景観重要建造物等の管理業務、あるいは景観重要建造物と一体となる広場ですとか公共施設の事業、あるいは景観重要公共施設の事業の実施または参加、事業に有効に利用できるもので規程で定めるものの取得、管理、譲渡といった業務内容も入っております。

その他といたしましては、景観重要公共施設につきましては、先ほども申し上げましたけれども、景観計画という中で位置づけをするんですけれども、施設の整備については、景観計画に即して行わなければならないということになっています。

運用許可の基準については、景観計画に定める基準を追加するということになっております。

最後、地区計画等の特例ということで、地区計画についての特例的な内容というのがあります。

これらの内容につきましては、法案の審議の結果、5月から6月には成立するものと見込まれておりました、それから半年後、11月ないしは12月には施行令が出て、施行されるというふうに予想されております。

ただし、そのうちで景観地区につきましては、1年間ということでの施行になっておりますので、来年の5月ないし6月ということでの施行になるものと思われれます。

以上、非常に雑駁な説明ですけれども、非常にこういうのも、大きな法律整備ができるということで、大阪市の都市景観条例との関係なりを含めて、これから検討する事項が非常に盛りだくさんにあるという感じで、それからまた、景観委員会の方でもご審議をいただくということになると思いますので、よろしくお願ひいたします。

○三輪委員長

ありがとうございました。

ちょっと時間が余りございません。とりあえず何かご質問になりたいようなことございますか。

いろいろ国の方の制定手続が済んで、それから多分、施行令、政令、省令、その他でだんだん整って、輪郭が出てくると思いますが。

どうぞ。

○小林委員

2ページ目の一番右上の実施状況のところ到现在までやったものを書いてありますよね。これが全部、景観地区に移行する予定と考えていいんですか。

○事務局（関課長代理）

この表のつくり方の関係あるんですが、景観地区というのは都市計画決定をする内容になるんですが、それとイコールに並べるとすると、ちょっと私どもの景観条例に基づくものではないんですが、美観地区がそれに並ぶものになります。

景観形成地域については、ちょっとこの場所で整理をするのがいいのか、前の方の景観計画ということで、景観計画区域、内容的には、ちょっと景観計画区域に近いような部分があるんですけれども、そういう意味では、景観形成地域がイコール都市計画決定するところの景観地区になるかどうかは、今後検討は必要ですけれども、ちょっと公聴会ですとか都市計画審議会ですとか、手続も違いますし、規制内容等も相当厳しくなりますので、一部は移行といいますか、必要な手続をした上でやっていくということも考えられますし、その当然候補ではあると思うんですが。

○小林委員

とりあえず、これを法的に施行令が出た瞬間に、こちらの方がもっと強い上位規程になってくるわけですね。

○事務局（関課長代理）

といいますと、大阪市としてどういうふうな、二本立てに例えばする方法をするのか、別々に考えるのかといういろいろな——別々といいますか、1つにしていく方向で、これから大阪市の景観形成地域について見直すことになるのか、なかなかこれ、難しい課題だろうと思っておりますけれども。

大阪市の景観形成地域は、誘導という形が基本になっていますから、こちらは規程ということではっきりしていますので。

○小林委員

財産権の制限がもうはっきり出ている、すごい強い法律……。

○事務局（関課長代理）

非常に強い、罰則も懲役刑を含む罰則になりますので。

○三輪委員長

これ、おいおいにまた輪郭が明瞭になってくると思います。

○小林委員

これは、政府は何省、どこが所管される。

○事務局（関課長代理）

国土交通省。

○小林委員

国交省。

○事務局（関課長代理）

はい。

○真砂委員

ちょっと一つ補足しますと、国土交通省と、それから表にちょっと農業のことも書いてある。農水省と環境庁と文化庁、4つの合意している。

あと、だから環境庁が絡んだことはどういう意味があるか、文化庁が絡んだことはどういう意味があるかということは、我々にもかかっています。

○三輪委員長

ちょっと大分いい時間になりますので、きょうは大変熱心にご討議いただきまして、ありがとうございました。

形成資源の選出の話は、あとご投票いただきました結果を、あと事務局と相談して、去年と同じような形で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

一応、きょうの会議はこの辺で終わります。

○事務局（辻江課長）

どうも三輪委員長、ありがとうございます。

それでは、最後に岩本局長にごあいさつさせていただきます。よろしく願いします。

○岩本計画調整局長

どうもありがとうございました、長時間。

臨海部の景観につきましては、私どもとしては、これ、極めて重要な案件と思っておりますので、少しご相談させていただいて、今後の進め方、よろしく願いしたいと思っております。

きょうはどうも本当に長時間、ありがとうございました。